

第 16 回 官業民営化等 WG 議事録（経済産業省ヒアリング）

- 1 . 日時：平成 16 年 10 月 27 日（水）14:30～15:00
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 4 会議室
- 3 . 項目：貿易保険
- 4 . 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、安念専門委員、大橋専門委員、福井専門委員、
美原専門委員
○経済産業省
貿易経済協力局 貿易保険課長 市川 雅一
(以下「市川貿易保険課長」という)
独立行政法人日本貿易保険総務部 総務グループ長 南 亮
(以下「南総務グループ長」という)

○大橋専門委員 では、お待たせしました。ちょっと時間も迫っておりますので、3 時 15 分ぐらいまでに御説明いただければと思います。

では、そちらの方から、まず御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- 市川貿易保険課長 先生、3 時 15 分の説明だとちょっと。
- 大橋専門委員 長いですか、どれぐらい。
- 市川貿易保険課長 説明を 3 時ぐらいまでで。
- 大橋専門委員 説明は 3 時ということです。
- 市川貿易保険課長 そういう意味ですか、承知いたしました。

貿易保険課の市川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元にヒアリング用資料ということでお配りしてありますので、ごらんください。8 つ今回御指摘をいただいておりますので、それぞれ簡単に説明させていただきます。

まず第一点目ですが、NEXI の見直しの検討状況ということですが、ここに書きましように、後ろにも別添という形で付けておりますが、組織業務全般の見直しの当初案というものを、現在、夏の段階で公表しております。それを踏まえまして、今、見直し内容の具体化を検討しております。

これは後ほど申し上げますが、先立って夏のヒアリングの際にも御指摘をいただきましたので、特に官民の在り方につきましては「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」というのを別途設けさせていただきまして、その検討結果も踏まえるということにさせていただきます。

それで 11 月に予定されております独立行政法人評価委員会の勧告ですとか、

あるいは私どもの独立行政法人評価委員会からの意見も踏まえまして、見直し内容を取りまとめるという予定でございます。

2点目でございますが、今ほどまさに申し上げました「貿易保険分野における官民のあり方検討委員会」の状況でございます。これも後で資料を付けていますので、そちらの方で御説明を具体的にはいたしますが、10月1日に第1回、15日に第2回を開催いたしまして、民間保険会社さんからのヒアリングも踏まえまして、検討の方向性を議論してございます。今後、11月9日ですが、第3回におきまして、とりまとめに向けまして検討を行うということにしております。具体的には、また後の別添で御説明いたします。

3点目でございます。

民間参入の決定に際して、我が省と金融庁さんとの役割分担いかんということでございます。これにつきましては、回答に書かせていただきましたように、私どもの貿易保険法上、民間保険会社に対する参入規制というのは存在してございません。

一方、民間保険会社が新たな保険を販売しようという場合には、それが従来の貿易保険の概念に含まれるとしても、保険業法に基づく金融庁の判断となるということでございます。

つまり、それぞれのテリトリーが違うという整理でございます。次の4点目でございますが、前回、7月20日のときに私が若干舌足らずもございまして、議論を混乱させてしまったかもしれませんが、御指摘いただいております点ですけれども、いわゆるクロスサブシディについてでございます。回答のところに書きましたように、そもそも回答の1つ目のポツに書いていますが、私どもとしては、保険料はカントリーリスクですとか、あるいは、いわゆる契約相手方の信用リスクですとか、こういうものについて、きちんと審査の上、個別の引き受けリスクを勘案して設定しておりますので、要すればクロスサブシディを前提としてはございません。

「また」というところに書いてございますが、若干技術的になりますけれども、私ども収支バランスを考える場合には、中長期案件につきましては、長いスパンで収支の相償を図ることが重要な視点になるわけでございますけれども、そういう点で、最後のポツにあります。仮の話ですけれども、民間の保険会社さんが比較的リスクの低い収支相償のスパンが短いものに限定して入ってこられた。逆に言うと、国の方がスパンの長いものの比重が増してくるというようなことになると、保険事故が重なった場合には、単年度ベースで見れば、キャッシュフローベースでの収支が悪化するおそれというものもあるかもしれないということがございます。

ただ、この場合にも、これまでと同様に、担保である事故債権を担保といた

しまして、借入によって対処するということが想定されますので、要すれば、収支相償というのを実現するように、リスクに見合った保険料の設定に努めていくということは変わらないということでございます。

次の２ページの下の方にあります５点目でございます。

問は省略いたしますが、答えは次の３ページ目のところですが、これも後ほど検討委員会のところでも御説明いたしますが、基本的に私ども、民間保険会社さんが参入できる分野があって、それが質量両面でサービスが十分かつ安定的に提供されるということが明確になりましたら、それは民間保険会社さんにゆだねて、そうすれば、国の保険事業はそれ以外の分野へ特化すべきというふうに考えているという基本的な考え方でございます。

３ページの次の　の問でございます。

これも問は省略いたしますが。要すれば、貿易保険の元請けにNEXTIは逆に元請けではなくて、補完する立場になったらいいいんではないかという御指摘かと思いますが、回答のところをごらんいただければと思いますけれども、これも先ほどと同様の考えですが、民間保険会社さんに参入できる分野があって、それが十分安定的に提供されるということが明確になれば、それは民間保険会社さんにゆだねて、それ以外の分野に国の方は特化しますということでございます。

それから、またNEXTIの業務の委託というのを、今もやってございますが、これも民間委託の対象範囲拡大というようなことも検討しているところでございまして、そういう意味で両面から民間開放が進展して、言ってみれば、貿易保険におけるサービスが、これによって多様かつ効率的に提供されるということになりますと、ユーザーにとっても対外取引の健全な発展に資するというふうに考えているところでございます。

ただ、一番最後の黒ボツに８行ばかり書いてありますように、そもそも民間保険会社さんが引き受けるリスクというものは、民間の再保険の利用が可能であろうと思いますので、民間でできることは民間にゆだねるという原則がございまして、民間ではできない分野を対象とする私ども貿易保険の対象とはならず、従って、国とかNEXTIが再保険するというのは、原理として対象とすべきではないんではないかと考えております。

仮のことですけれども、一部民間保険会社さんから、そういう要望が、つまり国とか、あるいはNEXTIが一定の再保険を通じて補完すべきだという要望がなされる場合には、慎重に検討すべきだと考えておりますが、理由はここに書きましたように、これも後で御説明しますが、民間保険会社さんの中には、別にそういうことがなくてもできるという方もいるわけで、ある特定の方がおっしゃったときに、その競争条件、もう一つはそもそも民間再保険会社

さんのビジネスの発展を阻害するんじゃないかという観点から、慎重に検討すべきだと考えてございます。

4 ページ目に、次の 7 点目の御指摘です。

これは、開放分野の限定的に何か制限するとか、そういう議論かと存じますが、これについて回答のところをごらんいただきますと、これも後で御説明します官民の在り方検討委員会で、私ども検討している状況では、民間に開放する分野を限定するということは、あるいは何か制限を設けて、ここだけやりなさいというようなことは適当ではないと考えてございます。

仮に民間保険会社さんが分野を限定せずに、何か貿易保険と同種の商品を販売しようとする場合に、先ほどと同じ議論ですけれども、貿易保険法の改正は必要ないということでございます。

最後に 8 点目でございます。

保険流通を担う組織に対するサービスの取り扱いを許すかと、流通部分の開放についてどう考えるかということでございます。

ここで御指摘いただいている、組合包括保険制度というのがございまして、これは若干、これも技術的な議論になりますけれども、かなり昔からやっているものですが、近年の我が国の企業の取引形態の変化に伴いまして、受益と負担のアンバランスというようなことも言われておりますので、こういう課題について、さっき冒頭申し上げた、次期中期目標期間中に、保険料率とか、商品性の見直しなどを含めた抜本的な見直しを行うということで、既に夏の段階の組織業務全般の見直しの案の中に提示をしているところでございます。

一番最後の 4 行に書いていますように、要すれば民間保険会社さんが商品を提供することになりましたが、民間保険会社さんのサービスと N E X I との各々が提供する多様なサービスの中で、何を選択するかというのは、言ってみれば各輸出組合、あるいは組合所属企業の判断ですと。そういう理解でございます。

それから、別添資料で付けさせていただいていますが、まず別添の 1 は、組織業務全般の見直しについて、7 月 30 日段階で私どもがお示しして、今、具体的に検討している当初案をお付けてしております。

ごくかいつまんで申し上げますと、5 ページのところにありますのは、日本貿易保険の現状をどう見るかという基本認識、この辺りは飛ばしますけれども、6 ページのところで、日本貿易保険の組織の在り方の検討ということで、貿易保険について国が主体的に関与する必要性ですとか、今回のことにも関わりますが、6 ページの下の方ですが、民間への委託の状況というような現状を踏まえまして、7 ページの上のところですが、最初の 3 行、4 行のところに書いていますように、日本貿易保険 N E X I においては、業務委託の範囲を拡

大する方向で、民間金融機関との連携の在り方を検討することとしているということでございます。あと、私どものNEXIは非公務員型だという、柔軟な組織運営ですとか、そういうことを書きました。

7ページの下から業務全般にわたります検討ということで、大きな1つ目が、利用者ニーズの変化に対応したサービス提供ということでございまして、その中で8ページですけれども、サービスの一層の向上ということとともに、今回のことに関わりますのが、2つ目のかぎ括弧にありますけれども、潜在的な利用者ニーズを反映するための体制整備というところに、民間金融機関との一層の連携というようなことも書いてございます。

その次のポツで、商品性の改善というのが、かぎ括弧であります。ここも先ほどお話しいたしました組合包括保険制度につきまして、保険料率や商品性の見直しというような抜本的な見直しに着手するということを記載しているところでございます。

あと、9ページのところは、戦略化、重点化ということで、政策的なことをきちんとNEXIがやるべきということを書いているというのが、まず夏の段階の案でございます。それから、別添の2をごらんいただきますと、今回の官民在り方検討委員会で、まず最初の2ページ、「1.趣旨」のところの一番下から4行のところですが「民間でできることは民間で」という原則にのっとり、今回、こういう委員会を始めたというところでございます。

「2.検討事項」をごらんいただきますと、大きく3つでございすけれども、まず、貿易保険を巡る動向を把握した上で、次のページですが、NEXIの業務の在り方はどうあるべきかと。それから、民間機能の一層の活用ということで、さっきお話ししたような、民間委託についてどう考えるかと、こういうようなことも含めて検討するということにしたわけでございます。さっき申し上げた検討スケジュールで進めているところでございます。

1点補足いたしますと、全体が11月9日に終わった後、パブリック・コメントを行って、とりまとめをしていくということにしております。

それから、別添3で付けましたのが、前回この検討委員会の第2回のときに、委員の先生方に御議論いただいた検討のとりまとめの骨子案でございまして、おおむねこの方向で先生方からはこんなことかなということをお願いしていますが、具体的な肉づけをこれからやるところというところでございます。

1ページの2.には、現状で、貿易保険制度はこんなことだし、海外ではこうなっているというのを記載するわけですが、3.をごらんいただきますと、私どもヒアリングを踏まえてここに骨子という形で書かせていただいておりますが、まず「(1)民間保険会社の参入意向」ということでございます。済みませんが、かいつまんで申し上げます。

「（外資系）」はという１つ目の○ですが、主として先進国向けの短期分野を対象として行っていますが、一部保険会社によっては、途上国向けとか、中長期案件等についても実施していますと。結局、我が国においても、即座に参入できるという意向を示してておりますと。

２つ目の○で「他方」ということで、国内損保会社ですけれども、参入のための相応の準備期間が必要であるというような意見がございますと。

その次にページをめくっていただきますと。

○鈴木主査 何ページですか。

○市川貿易保険課長 済みません、失礼しました。14 ページ（２）です。民間保険会社の参入に対する意見、利用者側の立場ですけれども、メーカーとか、消費者の立場ですが、まず、１つ目の○にありますように、現在の N E X I を通じた事業運営を評価していますと。その上で、民間保険会社から同等以上のサービスが得られるかは、現時点では商品もわからないので不明というふうな意見もございますと。

一方、利用者にとっては、勿論選択肢が拡大して利便性が向上するのであれば、分野を限定することなく、参入は歓迎されますと。

最後の３つ目の○にありますように、民間保険会社の参入によって、結果的に現在のサービスの供給が不安定になるようなことは避けてほしいと。そんなような意見があったようなところでございます。

（３）ですが、したがって、民間保険会社に期待される役割ということですが、民でできることは民での原則の下で、まさに民間保険会社さんが、貿易保険分野のサービスの一部を供給していくということが期待されますと。

ただ、現時点では、質量ともに十分なサービスが提供されるか、ちょっと不明なところがございますので、当面の間、状況を注視していくことが必要だと。

「なお」ということで書いてありますのは、さっきの繰り返しですけれども、法的な位置づけですが、参入規制は現在存在していませんということでございます。

それを踏まえた N E X I の業務の在り方ということですが、ここは簡単に行きますと、まず（１）で国の関与が必要ですよということ。

それから、（２）が重要ですが、民間保険会社と N E X I の適切な関係ということで、最後のページですが、１つ目の○に書きましたように、将来的に現在 N E X I が提供している貿易保険のうち、民間保険会社によって、質量両面でサービスが十分安定的に提供される分野が明確になれば、それを民間会社にゆだねて、国の事業は、つまり N E X I の保険事業ですけれども、民間保険会社が提供できない分野へと特化すると。

４つ目の○ですが、「いずれにしても」というところで書いておりますけれ

ども、今後 N E X I と民間保険会社との関係を適切なものにするために、当面の間は、民間保険会社の参入状況の様子を見ながら、一定期間後に的確なレビューを実施することが考えられるということにしております。

あと「なお」というところで書いたのは、組合包括保険についても、次期中期目標期間中に保険料率や商品性の見直しなど抜本的に行うということを示しております。

(3) は、もう一つの業務委託の範囲ですけれども、現在実施している業務委託を拡大する方向で検討するということで、拡大の仕方は 2 つあって、民間保険会社の範囲を拡大することと、保険種を拡大すること。

それから、実は民間保険会社さんの中に、今回参入をしていくに際しまして、N E X I がいろいろ情報を持っているんじゃないかと。そのところが不平等ではないかというような御意見もありましたので、N E X I が保有する貿易保険に関する知見、ノウハウの移転を、こういう業務委託を通じて。

- 大橋専門委員 課長、時間が過ぎています。
- 市川貿易保険課長 済みません、もう終わります。
- 福井専門委員 いいです、読めばわかりますので。
- 市川貿易保険課長 はい、そんなようなことで。
- 鈴木主査 どうもありがとうございました。お伺いした限りにおいては、大体問題だという点は網羅しているような気がいたしますし、何か特にございますか。

どうぞ。

- 福井専門委員 今、最後に御説明いただいたとりまとめ骨子の 15 ページの頭の方なんですけれども「引き続き国が貿易保険事業を運営することが必要」というのは、どういう意味ですか。15 ページの 2 行目です。

民にできることは民にということになっていて、最終的にはやらなくてもいいということだったんじゃないんですか。どういう関係に立つのか。矛盾しているように思ったんですが。

- 市川貿易保険課長 わかりました。これは、ここはちょっと御説明を飛ばしてしまっただけなのですが、その上のただし書きに書きましたように、貿易保険全体を同じ範囲で民間保険会社さんが提供するというのは、例えば国の信用力を背景にしている例だったりすることもございますので、なかなか難しいだろうと。

そういう意味では、貿易保険事業というものは国が運営していくと、だからすべてを運営することが必要という意味ではないです。済みません、言葉が骨子なので、足りていないところがあると思いますが。

- 福井専門委員 要するに、最後まで必ず国が留保しないといけない分野があ

るという御主張ですか。

○市川貿易保険課長　そういうことです。

○福井専門委員　よくわからないんですけれども、どういう場合ですか。

○市川貿易保険課長　どういう場合かと言いますと、諸外国の例を見てもそうですけれども、だから、そこはあれですかね。

○福井専門委員　民間が引き受けないということは、とてモリスクが高くて保険なんかかけてもらったら保険会社が大損するという場合でしょう。そういう場合に何で国が出血覚悟で保険をかけさせないといけないのかということの政策的な必要性がわからない。

○市川貿易保険課長　政策的な必要性は、これはそもそも何で貿易保険をやっているのかということですから、通商政策上、日本の企業の対外競争力の確保という観点から、我が国企業が。

○福井専門委員　いや、一般論はわかっています。そうではなくて、ここで問題になっているようなもの、ここで想定されていることは、今翻訳したように、要するに民間保険会社が引き受けない部分で国家が出ていかないといけない分野だと言うんだから、民間保険会社が引き受けないところは、保険会社が損するに決まっている。言わば保険が成り立たないような分野は、明らかに損失が予見される場合です。そういう場合について、国が損失覚悟の上で、端的に言えば、一般納税者の負担で、当該輸出入関係企業のしりぬぐいをなぜしてあげないといけないのかということなんです。どういう場合にそういうことをしてあげないといけないことが発生し得るのかということをお聞きしたいわけです。

○南総務グループ長　これは○の2つ目にありますように、出血覚悟でやっているということではございませんで、まさに回収の局面について、これは国家として諸外国に対して回収交渉をするということが、これは国家として与えられている力で、それを利用して収益を上げていくというのが貿易保険の仕組みになっています。

○福井専門委員　要するに、相手国から債権回収をやるのは国家だからできるのであって、民間だったら引き受けない場合でも国家なら救える。そういう意味ですか。

○南総務グループ長　そういう部分が大きいです。

○福井専門委員　それは例えばどういう場合ですか。だって、引き受けないということはどういうことかと言うと、あらかじめデフォルトになる蓋然性が極めて高いとわかっているから引き受けないわけです。そんな回収できそうにもないとあらかじめ予見できるようなところで、何で一般納税者の負担で保険をかけさせないといけないんですか。むろん起こってしまったら、国が何らかの

外交力で回収に走るといようなことはあり得るかもしれないけれども、保険というのは事前の話であり、事後的にわかってしまったら保険にならないわけで、これから生じるかもしれないリスクに対して、だれがしりぬぐいするかという話です。しりぬぐいを納税者がしないといけないと決まっているようなものについて、何で納税者が拠出を強いられるいわれがあるのかというのが質問です。

○市川貿易保険課長　こういう理解です。まず、さっきスパンのお話をいたしました、中長期的でないと、つまり回収を含めた中長期、20年とか30年ではないと、収支が見合わないという分野が、それは事後的にわかるんですけども、そういうものがございます。そこは、仮に民間の方がそれができるのであればやっていたらいいかもしれませんが、そこがなかなか民間の企業の方には、長いスパンで収支を相償させるようなものに。

○福井専門委員　長くたって、回収が確実なら保険になりますよ。要するに、回収する場合と、しない場合の確率計算ができれば、保険数理で必ず保険になります。

そうじゃなくて、おっしゃっているケースは、民間がいかなる場合も引き受けないであろうような場合に国が出る幕があるとおっしゃるから、そうであれば、民間が引き受けないようなものというのは、最初から損失しか予見されない場合です。およそ保険になり得ない場合を言うておられるから、一体それは何ですかということです。要するに、単なるリスクな博打を打つ企業に対する納税者から強奪した資金による垂れ流し補助にほかならない。それ以外のどういう理屈があるんですか。

○南総務グループ長　したがって、少し繰り返しになりますが、そういった形で回収するということでやっておりまして。

○福井専門委員　回収とか外交力の話はもうおっしゃらないでください。そんなことは聞いていない。

○南総務グループ長　我々は保険料をいただいて、保険料で保険金を払うというのが基本的な仕組みになっていますので、一時的に払ったとしても、その後、保険料をいただいて、中長期的には収支相償をしていくと。これが我が国だけではなくて。

○福井専門委員　違います。あらかじめ民間が引き受けないような場合ということが前提だから、関係ない話をおっしゃらないでください。

○鈴木主査　ですから、民間ができるものは民間でやる。そして民間ができるものについてはNEXIはリタイアしていく。けれども、NEXIはNEXIとして引き受けるものについては、それはスパンの問題は別として採算は取れると、国民の税金は使わなくても済むと、そういう前提でものをおっしゃって

リタイアしていくということなのでしょう。けども、最後の最後まで行って博打打ちみたいなことをする人の保険まで引き受ける責務が国家に本当にあるのかと。また、そんな考え方があるのかと、この問題だと思うのです。

○福井専門委員 外交力とか言ってもデフォルトを起こす、例えば中南米の一部の国などというのは回収できないに決まっているわけです。一回デフォルト起きたらそれきりです。こげつくに決まっているわけだから。そういう幾ら外交力を使っただって引っくり返りようがないような、ないしは回収しようがないようなところを、何ゆえに、それが事前に予見されているにもかかわらず、そもそも国が乗り出して保険にせねばならないのかというのが論点です。

よくわからないんですけども、前におっしゃったことと全体のトーンは全然違うんですけども、肝心のところはそこです。究極の場合、そういうケースについて国家が面倒を見ないといけないという前提で民間開放するというのは、やはり保険の在り方としてゆがんでいると思う。だから、そんなところには参入しないというふうに明言していただくか、あるいはこのとりまとめもそういうふうにしていただくか、もしどうしてもこういう場合は国家が乗り出さないといけないというのであれば、今、お聞きした限りでは全く合理的な論拠がないように思いますが、納得できる理屈を教えてください。

○大橋専門委員 国が再保険をしているわけですから、最悪の場合には国の一般会計からNEXTIに対して交付金が出されるということですか。

○福井専門委員 それはそうでしょう。納税者がしりぬぐいするというのが国がやるということの意味でしょう。

○市川貿易保険課長 最悪の場合に、そういうものを持っていることによって、それを担保にして、できるということだと思います。だから、実際には何かそれによって。

○福井専門委員 今まで全部外交力で回収できていますか。リスクの高いものでこげついたのはないんですか。

○市川貿易保険課長 勿論こげつくんです。

○福井専門委員 それは勿論蓋然性の問題だけれども、現にそういうのがあって、しかもせっかく大転換をなさろうとしているんだったら、確たる根拠もない国がやらねばならぬというお経のように繰り返されることによって国の業務として維持されるのはいささかでもやめていただかないと筋が通らないと思う。基本方向はいいですよ。民にできるところは民へというところは。

しかしそうであれば、民にできないけれども官である国にやらせるべき合理性がある部分はあるのかということこそ論点です。今お聞きした限りではそんな部分はないと思う。一切民間に任せて、民間が高い保険料さえ取れば運用できるというところは民間で勝手にやってもらえばいい。そうじゃないところで

輸出入するということは、勿論輸出入政策自体は国策かもしれないけれども、博打を打つ企業に対して納税者がしりぬぐいする羽目に陥るということがあらかじめ予見されているにもかかわらず、それを正当化する合理的な論拠はあり得ないと思う。

○南総務グループ長 これは、ひとえに博打を打つとおっしゃっているんですが、一応、我々も受けるときに、その国のデフォルトの可能性なども調査しまして、審査をして。

○福井専門委員 そういう問題じゃないんですよ。ちょっと議論が混乱するからやめていただけませんか。

○南総務グループ長 そういう活動の1つに、他国でもこの貿易保険という制度がありまして、同様な基準ですべての先進国においてやられているものですから。

○福井専門委員 今、理由を聞いているんですから、やめてください。そんなことをお聞きしていません。

○安念専門委員 こういふことですか、つまり一般的なリスクについて言えば、民間の保険会社が保険サービスを給付しないリスクについては、何も制度がないわけですね。例えば非常に高齢になって病気がちの人については生命保険があるかと言え、それはもうないわけで、ないから残った部分については国が付保しますかという、そういう保険は存在しておりませんね。

そうだとすると、一般のリスクについては、もう保険会社がリスクをとらないところについてはだれも面倒を見ないとなっている。ところが、なぜ貿易についてはあるのかと言え、それは国際競争力が、ほかの国でもやっている以上、我が国でもやらざるを得ないんだと、そうでないと日本の企業が付保されている企業と比べて、コンペティティブエッジがその分だけなくなるからだという、そういう御説明というふうに承ればいいんですかね。

○市川貿易保険課長 済みません、うまく説明できませんでしたが、そういう理解でいるんですけれども。

○福井専門委員 仮にそうであったとしても、全く理解できない。そんな論拠はあり得ない。そんな理屈がどこへ出てとあるんですか。

○美原専門委員 それはポリティカル・リスクの市場における限定性の問題じゃないんですか。市場において、ポリティカル・リスク・インシュランスというのが成立しないからでしょう。

○福井専門委員 これは一種の政治的リスクでしょう。政変が起こるとか、革命が起こるとか、それが予見されていて、そもそも民間が引き受けたがらないようなときに、そこと貿易するのが国益だなどという、あほな理屈は一体どこから出てくるんですか。だからそこまで一貫して説明していただかなければ全

然意味がないですよ。だって、デフォルトが起こりそうな、内乱が起こりそうな国と貿易しようという気違い企業を何で納税者がしりぬぐいするのかという問題です。

○鈴木主査 時間も来ていますから、要するに、当面は引き続き貿易保険事業を運営することとするけれども、民間で通常の取引におけるニーズというものが満たされることになったときには、N E X I は業務をする範囲がないから、N E X I はそのときには仕事がなくなりますと。こういう意味ですね。それなら、そういうふうに書き直しておいてください。

○美原専門委員 1点だけ、方向的には、短期は民間に開放するということなんです。長期は残るかもわからないけれども、それをちょっと確認してください。

○鈴木主査 短期、長期関係なしでしょう。

○市川貿易保険課長 関係ないです。

○美原専門委員 わかりました。

○福井専門委員 いいですか、基本的部分、民間でできるところは民間にやらせるというところは、別に我々の提言どおりで、前回固執されていたのを撤回されたということは評価しますが、だったらそのときに、言わば、将来の布石づくりのために、こういうよけいなことを書くのはやめてください。要するに、ここで決着つける必要はないかもしれないけれども、これ全体を。

○鈴木主査 だから、これは当面は引き続き国が、すべて。

○福井専門委員 いや、今後とも維持する必要があると言っているから、そんなことを何もここでセットにして決着する必要はないですね。

○鈴木主査 今、課長はその必要はないと、つぶれてしまったらそのときはN E X I はないのだと言っておるから、それでよいではないですか。だから、この文章は。

○福井専門委員 この記述は直していただかないとまずいですよ。これが公的見解で規制改革会議と合意したんだとふれ回われたらとんでもないと思います。

○鈴木主査 それは困りますよ。だから、文章はさっき言ったけれども。

○市川貿易保険課長 この文章は、済みません、主査のあれを遮って申し訳ございませんが、あくまでもまだたたき台ですので、勿論我々はこれからとりまとめの文章をつくりますので。

○福井専門委員 14ページの4.番の(1)の辺りは非常に取りようによってはいかがわしく見えることが書いてあるので、こんなことを書くから反論せざるを得なくなるので、ここが主要な争点ではないんだったら、積極的に前向きにやるべき部分に特化した報告書にされたらどうでしょうかという気がします。別に今決着つける必要はないですけれども、書いてあるということは、これを

認めたことになりかねないから心配しているわけです。

○鈴木主査 ただ、全般の説明の中には、こういう永久に続くという思想は全然入っていませんから、なくなったらなくなるよと、民間がやったらリタイアするよと。それで民間が全部やってしまったら、NEXTはリタイアせざるを得ませんね。

○福井専門委員 そこだけにすればいい。

○鈴木主査 心配は、要するにとんでもない話までは引き受けはしないでしょうねということが、逆に心配になってくるというわけです。

○福井専門委員 4.番なんか書いてあると、他意があるように見えますから。邪心がないのなら、そう見えるように書いてほしい。

○大橋専門委員 時間がないので、あとちょっと別の角度の質問ですが、11月9日に案をまとめてパブリック・コメントをして、その後、例えば民間の保険会社の方が手を挙げてきたと、その参入を認めるのは、いつごろなのか、そしてまたその間にどういう手順で、どんな法令、法律は改正する必要があるのかどうか。もし、必要だとすれば、どういう政省令の改正が必要なのか教えていただきたいと思います。

○市川貿易保険課長 そこは、まさにさっき御説明しましたけれども、何か法令上何かの手当が必要とか、そういうことではございませんので。

○大橋専門委員 極端に言えば、明日入りたいといったらOKということになるわけですね。

○安念専門委員 いやいや、金融庁がある。

○市川貿易保険課長 金融庁さんに持って行って、どうでしょうかと門をたたくと。

○安念専門委員 だから、市川さんの方から金融庁にちゃんと言っておいてもらわないと、大丈夫ですよと。そういうことです。

○大橋専門委員 そちらの方では、特段の手当というか、改正は必要ないと。何にもない。

○市川貿易保険課長 はい。

○福井専門委員 もう一言だけ、前の7月30日付けの別添1の中にも、今の懸念と共通するような懸念に近い文言が随所に出てくるので、併せて修正いただきたいと思います。

○市川貿易保険課長 これも申しあげましたように、当初案ですので、もう一度精査をさせていただきます。

○鈴木主査 御苦勞様でした。私どもは、ここにきちんと書いてある文字通りに素直に受け取りますので、そちら側もきちんと決心なさったように進行して

いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

どうも御苦勞様でした。

○市川貿易保険課長 どうもありがとうございました。